

(第一類 第五号)

第三十四回国会 大蔵委員会

録 第十七号

(三七九)

昭和三十五年四月十二日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長

植木寅子郎君

理事小山

長規君 理事坊

理事山中

貞則君 理事佐藤觀次郎君

理事平岡忠次郎君

理事廣瀬勝邦君

鴨田

宗一君 黒金泰美君

田邊

國男君 竹下登君

濱田

幸雄君 松平君

石野

久男君 石村英雄君

加藤

勘十君 神近市子君

久保田

鶴松君 横山昌雄君

利秋君

大貫大八君

松尾

トシ子君 堀昌雄君

出席國務大臣

法務大臣

井野碩哉君

出席政府委員

大藏政務次官 奥村又十郎君

大藏事務官

農林技官  
(水産廳漁港部) 林 真治君  
長門員 披井 光三君

四月七日

旧滿州國政府職員期間の通算に関する請願(横路節雄君紹介)(第一九六六号)

引揚教員の退職手当の通算及び減額方式改善に関する請願(北澤直吉君紹介)(第一九七四号)

輸入クエン酸石灰に因る税課税の適正化等に関する請願(西村力弥君紹介)(第一九七六号)

税制改革に関する請願(堀昌雄君紹介)(第二一五号)

酒の小売販売手数料引上げに関する請願(江崎真澄君紹介)(第二二二号)

外地引揚公務員の退職手当の特例に関する法律制定に関する請願(丹羽喬四郎君紹介)(第二一六二号)

税制に関する件について調査を進めます。

○植木委員長 これより会議を開きます。

税制に関する件について調査を進めます。

質疑の通告があります。これを許します。

横山利秋君。

先般、法務大臣は、先月の二十三日

通行税廃止に関する陳情書(北海道

委員外の出席者

(第六一九号)

紋別郡上湧別町議会議長遠藤庄吉君

株式会社の財産評価等に関する陳情書(名古屋商工会議所会頭佐々木晚穂(第六一一号)

物品税減免に関する陳情書(東京都

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

大蔵事務官

中央区銀座西八丁目十番地日本放送連合会長原安三郎(第六一五号)

カラーテレビジョン受信機に対する物品税免除に関する請願(東京都銀座西八丁目十番地日本放送連合会長原安三郎(第六一六号)

中央区銀座西八丁目十番地日本放送

輸出所得課税の特例を下請中小企業に適用等に関する陳情書(東京都議會長森田三重(第六四九号)

租税特別措置法による生活協同組合

非課税措置の延長に関する陳情書(東京都千代田区代官町二番地全国大学生活協同組合連合会堀田啓一郎(第六八二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

道路整備特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

特定港湾施設工事特別会計法の一部

を改正する法律案(内閣提出第五九号)

税制に関する件

道路整備特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

じのようすに、税制及び金融を担当しない。その税制金融の現況については、少くとも専門委員会として正確に把握をいたしておる。専門委員会は、おるわけであります。しかるところ、先年でありますか、あなたの前任者であつたと思うのですが、やはり同様な会議におきまして、金融ないしは税制関係の現状について調示が行なわれた。そのときにも、やはり本委員会は、その法務大臣の訓示に言及をいたしまして、結論としては、大蔵大臣も、当方に何の連絡もなかつたことは遺憾であること、また第二番目に、いたしまして、結論としては、大蔵大臣も、所管が違えばものの考え方には違つたわけであります。かつて、岸継大臣は、所管が違えばものの考え方なども違つといふことを、池田、佐藤両大臣になぞらえて言われたことがあるのですが、しかし、少なくとも脱税の現状なりあるいは金融関係の違反の違反のことについては、法務大臣と認識の違ははずがない。

そこで、私が第一に伺いたいのは、税制の現状なりあるいは金融関係の違反の違反のことについては、法務大臣と勝手に自分で考えて勝手に訓示をさせてもらなさつておられるのであるか。勝手に自分なりに考へて、ひとりよがりをなさつておるのではありませんか。その点について、本委員会としては、率直に申せばきわめて不

愉快なんであります。大臣は、おれは引っぱる役だから、その立場でものを言ひよというお考えなのか。今日の現状を金融財政経済係等の検事に調示をされたあなたのお考えの基本をなすものは一体何であるか。「資本蓄積に名を借りた巨額の脱税事犯があとを断たず、またたくみな方法によつて貿易および外債の管理の規制をのがれる悪質事犯も多く、さらに金融の正常化を妨げる悪質な金融関係事犯も広く行なわれている」という指摘といふものは、今日指摘をする必要不可欠の積極的要件がどこにあるか。これが第二番目の私の質問であります。

以上の点について大臣のお考えを伺いたいのであります。

○井野國務大臣 過般、三月二十三日でございましたが、私が全国財政経済係検事の会同を催しました際の訓示のことにつきまして御質問でございますが、この訓示の内容自体を大蔵大臣には別段交渉しておりません。しかし、この訓示をいたしましては、具体的な問題につきましては、あるいは税務当局あるいは大蔵省ともよく連絡をとつております。ふだんから、財政経済関係の違反事件につきましては、具体的な問題につきましては、あるいは税務当局あるいは大蔵省に置いてあります。これにありますし、また大蔵省が年々行ないます密貿易取締対策協議会といふものがあります。先般の財政経済係検事の会同にも大蔵省から係官を派遣して参列しておられます。先般の財政経済係検事の会同にも大蔵省から係官に来ていただきまして、協議事項にも参画してもらつて





えたことになつたので、当然高石氏の経営はこれで終わりになつて、今は借家住まいでも苦労をしておるということである。そこで、損害賠償が高石から起こされて、約三億円の国家賠償を要求されておるという話だそうであります。お聞き及びでございますね。最近国税庁が、法務官ですか、訴訟関係の人員を増加をして、最近国税庁が裁判専門の人を新たに本年度から設置をするという話を聞いたのであります。が、専門ではどうもしくじりが多いので、関係ではどうもしくじりが多いので、専門の人を新たに本年度から設置をするといふ話を聞いたのであります。が、今例をあげましたこの例は、私の聞き及びに調査いたしました限りにおいては、実際に重大な損害を納税者に与えているような気がするわけであります。が、本件について国税庁側としてはどういうお考えであるか。また、この高石某に重大な損害を与えた賠償については、どういうふうにお考えであるか、伺いたい。

公売処分の日の間に、法律で定めた期間が置かれてなかつたという点に問題がありまして、第一審では、その程度の環延はあるとて治癒できるのだとうことで国が勝つた。なお、高石さんは、不适当に安く売つたというよりうな訴えでございましたが、裁判所の御判断は、必ずしも不适当に安く売つたとはいえないということであります。たしか公売金額は、私のただいまの記憶では百七十八、九万円だったかと思ひます。これに対しまして第二審で国側が負けました。これは手続の重要な瑕疵であるので、公売処分を取り消すべしという御判断でございましたので、第三審の最高裁におきましても同様な判決であります。これに基づきまして、高石さんの方では、さきに国に対して、東京地方裁判所に損害賠償の請求をお出しになつていらつしやるとともに、現在の公売物件を買い受けました会社に対し立ち退きの要求を伊予三島の裁判所に持ち出した。国といたしましては、この最高裁の判決で負けまして、もちろん当然これは損害賠償をすべきであると考えまして、法務省の御当局とも一体どの程度国として賠償すべき責任があるかという点につきまして種々検討いたしてきたのでございますが、何しろ高石さんの要求は何億という巨額な御要求であります。公売代金百七十八、九万円に対して、一番の判決では、その当時、十年前の値段ではございますが、高くとも三百万円をこえないだらうという判決であります。従いまして、百七十九万円で売つたのは、安いには違ひないけれども、これは公売処分の性質上ある程度安くなるのはやむを得ないという、た

しか判決がつたと思します。その上に非常に金額がふえておりまして、ともかくは私どもいたしましては処理の方も、その後判決が出来ましてからまさに年数もたっておりますので、最近の時価等を見まして、目下折衝いたしております。一方また裁判所の方では、近くあるいは東京地方裁判所で国に対する損害賠償事件に対する御判決があるようにも聞いております。そらなりますれば、私の方といたしましては、裁判によって国が幾ら支払えと払うことになれば、まさにこれは適正な価格の支払いになるわけであります。ただいまのお話のような巨額な支払いには心じかねるということです。目下折衝いたしているような状況でござります。

う一つの厳然たることであれば、まさるけれども、払うということでありますが、一般的に調査査察をした段階、あるいは特別調査をやつた段階で白である場合においては、何ら納税者に対する救済の手段はない。その点が私は今もつて然然としないのであります。本件についても、ただ当時の金額がこのくらいで、それによって物価の上昇その他を考えればこのくらいといふようなことだけでは、これはいささかいかがかと思われるわけであります。その点は、国税庁として、本件についてもそうでありますから、本件のみならず、全般的に納税者に疑いを持つて調査をした結果、それが白であったといふ場合における救済の手段を考えるべきではないか。これはかねがね私の持論でありますから、この点については次官も当時意見を言われたことがあったと思うのであります。何らか新しい方法を考えるべきではないかと思うのであります。次官のお考えはいかがでありますか。

までしんぱう強く裁判を統けていった。高石さんのような例は、ほかにはなかなかと思ひます。それだけに、大ていの人は途中に泣き寝入りしてしまふ。従つて、今度のこういうことはながれざりにせずに、この機会をもつて、大蔵省として、国税局当局として、よほど反省をしなければならぬと痛切に感します。それで、その反省の一つは、私もずっと研究してみた結果、一番痛感するのは、昭和二十五年のこの公允をなされたときに、法律のいかんにかかわらず、実態としてこれはまずかった。それでそのとき高石さんがすぐ何がしかの金を持つて税務署にかけ込んだ。それを税務署長が聞いておるはずだ。そこで、担当の課長なり係なり、関係者を呼んで、何とかその場ですぐ救済する方法はないか。大せいの税務官吏の中には行き過ぎるのもあるでしょうが、それをうまく指導していくのが税務署長であり、国税局長であり、国税府長官である。なるべくそらいうことは早いうちに直接の指導の立場にある税務署長なり課長が問題を取り上げて、そしてすぐそれを改めるという努力をなすべきであつたのに、税務署長はどういうふうにしたのか、國税局長がどういうふうにしたのか知らぬが、結果から見ますと、一たん第一審で高石さんが負けた。納税者の方が負けた。税務当局のやつたことが正しかつたということを、今度は高石さんが取り上げて、第二審、控訴でもつて、納税者が正しい。税務当局が違法をやつた。最高裁でまたそれが取り上げられて、違法をやつたということでおりますから、十年も——ここまでできて、初めて違法をやつたということを

最高裁で判決を受けるまで、その固稅務當局に反省の方法もなかつたのかと  
いうことを考へると、ここに私は稅務行政の中になんかに重大な欠陥があるの  
じやないか、かように率直に考へるの  
であります。これは今後稅務部内で十分協議して反省しなければならぬと思  
いますが、さしつめこの高石さん問題に  
題については早く解決しなければいか  
ぬ。長官としては、一方において損害  
賠償の訴訟が行なわれておるから、そ  
の判決を待つてといふお話をあります  
けれども、しかし、違法な処分で高石  
納稅者に対して非常な迷惑をかけた、  
その人の事業がそれがためにだめに  
なつて、高石さん個人としては一生台  
なしになつた、これに對しては、國稅  
廳當局としては何としても申証ない、  
従つて何とか早く本人の氣持を納得さ  
せなければいかぬ、また反省の意図を  
表わさなければいかぬと、私はかよう  
に痛切に感じておるのでござります。

いでのことです。だけれども、税務署がおられます。そういう場合、税務当局といふものは、納税者の預金まであるいは取引の状態まで調べる権能があるのです。かどうですか、この点ちょっとお伺いします。

○北島政府委員 その権限はございません。ただいま幾文は持つておりますけれども、税法にその税務官吏の調査権限が規定されております。それから、中小企業者の滞納に対して、おそらくその滞納者の方の預金を調査したのだと思います。これは税法に基づいて正當に税務官吏の有する権限で調査権限を行使してあります。さくら具体的に問題を承りましてから調査をいたしますが、原則といたしまして、税務官吏は銀行預金の調査ももちろんできるわけになります。

○山中(貞)委員 関連。

きょう法務大臣に来てもらいましたて、担当係の検事に対して訓示をしたのについて質問をするのが主ですかね、ことに当委員会としては、個々の徴税上の問題点の、特殊なものでない限りは、なるべく税制小委員会なりそういうもので、いろいろ影響もあることですから審議する慣例になつてゐるようです。脱税といふものは犯した者が悪いという前提は当然のようですかね、高石さんの問題は別のケースとして、本質的質疑を続けてもらいたいと思うのですけれども、いかがですか。

○石村委員 今、税務当局のお話で、財産権を侵害する権限があるとおっしゃつた。私が法務当局に伺いたいと思ったのは、それは財産権の侵害ということになるのじゃないかということを伺おうと思つたのです。それが中途で話がそれてしまつたのですけれども、あなたはその状態を御存じであつたのかどうか、報告を受けていらっしゃつたかということと、それからそれが許されると法務省ではお考えになつていいかどうか、その点を伺いたかつたのです。

○北島政府委員 滞納処分をする場合に、滞納者の財産がどうなつてゐるかということを調べるのは、税務官吏の権限でございます。職責でございまして、その場合にはもちろん銀行の預金調査もできるわけでございます。従つて、ただいま、日本橋税務署管内で、ある納税者の方が預金調査をされたというお話をございましたが、全国各税務署においてはやはりそういう権限があるわけでございます。特に特殊な事例ではございません。従いまして、特に現在ある納税者について銀行預金を調査したからと、報告は、国税庁には参つておらないわけであります。

○井野国務大臣 今国税庁長官からお答えしました通り、滞納または脱税の金通帳を調べる権限があるのでござりますから、そのために調べたといって、財産権侵害にはならぬと考えております。

○井野国務大臣 会社その他の法人におきまして、いわゆる社内留保の資本蓄積ということに藉口してと申し上げましたのは、実際の脱税の事実を見まして、資本蓄積の方に行つていいないです。その金を他に流用いたしまして、いろいろの金に使つておるという事態がはつきりしておりますので、いわゆる資本蓄積ということに名をかりて脱税をしておるという事犯が相当にあることを指摘しているわけでござります。

○石村委員 資本蓄積に名をかりておることなのでしょうか。調べてみたら、その脱税した者の答弁が、資本蓄積に回したのだという答弁で、藉口しておるということなのか。それとも、法規を知らないというようなことで、たとえば償却なんかを過度にする、許されている以上をやっておって、帳簿にはちゃんとそのように書いて出しておる、しかしそれは法規違反だというので脱税になるという意味か、どちらかということです。

○井野国務大臣 むしろ前者でござります。

は……。(「それなら後者だ。前者で、見つかったときに、「と呼ぶ者あり」とれば二重帳簿の方を摘要して追及したら、いやこれは資本蓄積しなければなりませんから、こういうふうにこまかいたどりなどを、これはさしているのですか。

○井野国務大臣 取り調べてみますと、本人は、これは実は会社の資本蓄積のためにやつたのだ、こう申ししておりますたときに、よく調べてみると、その金は積立金とかあるいはその他の資本蓄積の方に回っていないで、他に使われておったという事実が発見された事態を申し上げたのであります。

○石村委員 それは資本蓄積に回そうと回すまいと、脱税なら脱税です。あらためて難口にするというと、調べたらそういう答弁をしたからというと、もし資本蓄積に現実に回しておれば、それは脱税にはならないといふのですか。たとい資本蓄積に回そうと、現実に回しておらうと、それはやはり税法上認められていないところは脱税になるのだと思うのです。法務大臣の御答弁だと、そういうことを言つてほかに回して、資本蓄積を実際にやっていいからいけないのだ、これが一つとは、裏を返せば、資本蓄積に実際役立つておれば、脱税としては扱わないといふように反対解釈だと思われる。それはおかしいと思う。たとい善意であらうが何であろうが、税法に違反した資本蓄積が行なわれておれば、これは脱税

としてすぐ検挙するとか、更正決定の方をやらせるとか、いろいろやり方はあるでしょうが、一応は賦税と見なければならぬ。これは、法務大臣、実際に現実に資本蓄積に使つておる場合は、脱税としては扱わないということなのです。

○井野國務大臣 脱税という事実があるに  
りまして、その事実に対し当事者は  
資本蓄積という名をかりておるとい  
うことを申し上げたので、健全なる資  
本蓄積のための行為であれば脱税にあ  
らないことは、これは御承知の通り  
であります。脱税があつて、そのとき  
にそういうことを口実にしているとい  
うことを申し上げたわけであります。

○河井説明員 大臣の御答弁を補足して申し上げますと、御承知のように、税法につきましては、所得税法、法人税法で、会社のあるいは個人の所得の計算規定はこまかく規定してあるのですが、従つて、資本蓄積をしておらぬしまないと、それは税法の許す範囲で行なうべきもので、それ以外のものは厳密な意味でそれを税法違反といふことになります。従つて、資本蓄積に藉口するといういは、会社ではあります。大臣の訓辞の中になりますが、蓄積に藉口するためだと、あるいは工場を建設するためと、あるいは記載しないのかといふ取り調べが進みましたときに、これは不況になつたときの配当にするためだと、あるいは秘密の預金が架空人名義でどこかから、課長から御答弁を申し上げます。

の銀行にあるという事例が多いのです  
ります。それを資本蓄積に藉口する財  
税という一つの事例としてあげておる  
のでござります。全くそれは弁解でま  
ります。そういう事例が非常に多いの  
でございまして、単に資本蓄積とい  
っても、それは帳簿上許される範囲がき

○石村委員 やはり税務署がもつと頻切にいろいろ指導したり何かしないから、こういうことが起こるのじゃないですか。それは全然悪意のないものですが、お調べになつておるのですか。大蔵省でやられていない結果、こうしたことが起つてくるのだと思う。それも、これは検察官が直接乗り出して、お調べになつておるのですか。大蔵省の方から何か話があって、こういふのはお調べになるのですか。

○河井説明員 原則といたしましては、直税事件の起訴ということは、国

求されたら、そのときに出すものは、  
千万ももうかつておるのに四百万も赤  
字だというふうな、ことさらにもそを  
ついた申告をしておる。そういうふう  
なきわめて悪質な——そんな指導しよ  
うが、検察官が注意しようが、税務署  
がそれについて忠告しようが、そんな  
ことでは絶対に応じないというふうな  
ものだけが実際に起訴されておるので  
あります。この点は、実情をよく御説  
明申し上げると、御納得いただけるこ  
とと存するのであります。一体それが  
らばはじめに納税しておるものはどう  
なるのだ、こういう問題がすぐ起つ  
て参りますので、検事の立場から申し  
ますと、脱税事犯と申しましても、実  
は一般の自然犯と同じような罪質にだ  
んだんと変わってきておるのでない  
かといふふうに、私どもは考へておる  
次第でございます。

点となるものは、実はバクることではなくして、いかにして納税者の民主的な納税ないしは納税者の権利を擁護してやるかということの方が実は大事ではないかろうか。本来的に納税者は脱税するものなりといふ考え方方がまだいいぶん根を張つておりますが、また逆に、納税者と税務署の関係について、もう少し納税者にきちんと物が言えるような格好、権利、そういうものを擁護していかなければならぬといふのだが、実はオーソドックスな考え方方だとと思う。そこで、私は、今よくは知らないかったたのですけれども、今一つの天下の話題となつておるといわれるこの高石某なる者の問題を取り上げて、十年間も悪戦苦闘してついに国に勝訴になつた。その十年間の苦労や経営が全く壊滅して借家住まいをしていることは、次官もおっしゃるように高石さんだけであろうけれども、その陰に數千数万の高石さんがおるのではなかろう

ものが、あなたが意図せられたかどうかは別として、受けた印象は違つておつたということを、大臣として認識をしていただかなければならぬ。われわれの判断は、特に大臣がこういう訓示を強調しなければならない事態であるかどうか、これは大臣に認識してもらわなければいかぬ。という意味は、こういう訓示をして新聞に発表をせらるべき事態とは思っていないということなんです。もっと端的に言いますと、今話の中心になつております資本蓄積に名をかりた巨額の脱税者、巨額といふ意味で問題点はあるけれども、今特に税制の問題についていながらは、税制の問題について議論すべき焦点となるものは、実はパクることはではなくして、いかにして納税者の民主的な納稅ないしは納税者の権利を擁護してやるかということの方が実は大事ではないかろうか。本来的に納税者は脱税

まじめな納税者に対しての公平を失しませんから、そこで集まりましたのが財政経済の係検事でござりますので、そういう事犯を絶えず取り扱っている検事でござりますから、十分こういう問題については注意しろということを訓示いたしますことは、これは私は当然だと思います。そういう意味で訓示いたしましたので、これが最近起つた非常に大きな国家的な犯罪だというふうを取り上げて言つたわけではないのでございます。その点は、お読みになつた方が、その問題を絶えず専門的に研究しておられますから、そういうふうにお取りになつたと思いますが、一般の人はそんなには感じておられないだろうと思いますので、御了承いただきたいと思います。

か。今私ども第一に思わなければならぬのは、納税者の民主的な権利といふもの強調するのが今日の時代ではなくからうか、これを実はあなたに申し上げたかったのです。どうぞお帰りになつてけとうです。

**○井野国務大臣** ただいまのお言葉は、私も共感するものでございます。私も、大臣になりますまでは相当の高額納税者でありますまして、税務署に対してもいろいろな考え方を持っておりました。納税者の基本権を尊重していくこということは当然であります。しかし、いやしくも賦税をした、しかもそれが悪質であるという者に対しては、やはり厳然たる態度で臨みませんと、他のまじめな納税者に対しての公平を失しますから、そこで集まりましたのが財政経済の係検事でござりますので、そういう事犯を絶えず取り扱っている検事でござりますから、十分こういう問



工事をやらないと、ただ港湾の発展と  
いうことだけではなく、特に漁船とか  
あるいは人命上にいろいろな危害が加わ  
ってくることが予想されるから工事を行  
わざわざする。ところが、そういう事態  
のために全然仕事もできないで、せつ  
かく予算を取つたものもそのままお流れ  
になってしまって、いろいろな事実があり  
ます。昨年度そういうことが那珂湊港  
にあるわけであります。その実事をお考え  
承知でしょうか。またそういうことに対  
して大蔵次官はどのようにお考えになつ  
ておるか。この際承つておきたい  
と思います。

るわけですよ。それが、予算としてべき予算を取つておるわけです。しかし、その起債をいよいよやろうとする場合になつて、自治庁なり水産庁の漁港課の関係で、おれは知らぬといふことで宙ぶらりんになつてゐるということなんですね。こういう事実はあるはずですが、関係者の方で一つその事情をよく説明してもらいたい。

○吉田説明員 私ども実は今那珂湊の具体的な案件については聞いておりませんんで、ここでその具体的な問題についてお答えするわけに参りませんが、概略的に申しますと、大蔵省が单独で認可するということはございません。その起債の性質といたしまして、自治庁が認可權を持つておりますので、ただいまの問題は、漁港の問題であるとすれば、一応県と財務局とが御相談をして、その上でそれぞれの意見を、県からは自治庁へ、財務局からは大蔵省へ言つて参ることになつております。そして、その上で、自治庁がたゞえば漁港の問題であるとすれば、農林省等の意見を十分しんしゃくして、許可するかどうかという判断をきめて、起債を認めたいと思うものについては大蔵省に協議をしてくるという形になつておりますので、今のお詫のうちで、大蔵省から認可したということをございますが、自治庁が認可するので、大蔵省といたしましては認可するということは具体的にはないわけでございます。

○石野委員 私は、実はこの特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律案を今日本委員会で上げるこ

とになつてゐるといふことから、関連するこゝいう問題についての質問をするわけで、実は十分資料を持つてないわけです。ですが、自治体の方の認可を取りつけて、それで予算に組んでおるわけです。昭和三十四年度における予算の中にも、自分の持つべきものはちゃんと組んだわけです。しかし、それが今度具体的に起債の問題になりますと、関係してある水産府漁港課の方で、おれは知らぬといふようなことから、起債が全然進まない状態になつちやつて、それが事実上工事も何もできないような状態になつてきておる。これは導流堤を約五十五メートルくらい延ばすといふ問題なんです。このこまかい問題については、もし今明確にしていなければ、私もあとでこういう点について当局の意見も聞きたいと思っておりますけれども、問題は、自治体の方でそういうことをあらかじめ予定し、しかも市の議会においてそれを前提とする予算も取るといふよくな状態にまでなつてゐるもののが、できなくなつてくるということがありますと、非常にそこを来たただけではなく、その期間中そういう工事を必要とする事態についての対策は全然つかないわけです。従つて、そういうところへ渔船の難破する事態なんかもすでに出ておるわけです。ることは、事実上予算を取るかどうか、起債ができるかできないかといふ問題よりも、その漁港の安全運営という点から言いましても、また地方産業の育成といふ意味から言いましても、非常に大きな違いが出てくること

が憂えられるわけです。これは政府当局としても真剣に考えてもらわなければならぬ。水産庁関係の方は大体おわかれりだらうと思うのでござりますが、自治体の方から言いますと、大蔵省の方でもいいということになつておる。書類もきておるので、私は、その書類の写しを一応見せてくれと言つておいたのですが、それはまだ私の手元にきておりませんけれども、自治体の方ではそれを持つておるということです。そのような事態が現実にあり、議会としてもそういう予算を組んでおるということになりますと、これは非常に大きな食い違いになつてくる。そしてまた自治体としてもどうやつていいかわからない事態になりますので、この問題について明確な考え方を次官から聞いておきませんと、昨年そうであつたから今年は必ずやれるという考え方で、今年もまた予算を組んでおりますので、この際大蔵次官の所見を聞かせておいていただきたい。

工事が全然できないというわけのものでもありませんので、それは具体的に地方御当局からもよく事情を聞きまして、ことしは一つ御趣旨通りできるようになんといたいと思います。

○山中(貞)委員 関連して。

この問題は、自治庁と、それからほかにも林道の問題もござりますから、起債の適債事業として、漁港の地元負担金、それから林道の地元負担金等を、どういうふうに適債事業として認めるかという問題の結論を出しておきませんと、おととしからこの問題は混乱を続いているので、これは両方に責任がありますが、自治体の方も、中央の事務手続を終わらないうちに、議会の方には当然起債はこれだけはもらえるだろうといふようなことで、予算を計上して議決を済ませる場合のケースはたくさんある。それができなかつた、年度末どうするかといふ問題も多いわけですが、そういうこともやめて、十分に事務上の処理の見通しを立てから組むということも必要であります。また一方農林省の関係の事業主管省と、それから起債を許可する自治庁の方との間に、具体的には特殊のケース・バイ・ケースで、特殊の起債が許可されておらないという現象がありますから、起債率を何パーセントになりますから、起債率を何パーセントにするかといふようなことは今後の話し合いとして、私は、当然公共事業に準づ、適債事業の対象に林道の負担金と漁港の負担金を取り入れるということを明らかにして、法的な手続を終われば、それでこの問題は混乱は起こさな



昭和三十五年四月十五日印刷

昭和三十五年四月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局